



「第 1 回開示制度ワーキング・グループ」にて
挨拶する東副大臣 (11 月 2 日)



「第 2 回総合的な取引所検討チーム」に出席する
東副大臣 (写真左) と和田大臣政務官 (写真右)
(経済産業省にて) (11 月 9 日)

目次

【特集】

- 保険会社による海外不動産投資の障壁となる規制の見直しに係る関連告示
の改正について…………… 2

【トピックス】

- 視覚障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について…………… 3
- 『「金融庁・開示制度ワーキング・グループ報告」～ 英文開示の範囲拡大について～』
の公表について…………… 4
- 平成 23 年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について…………… 5
- 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て…………… 6

【お知らせ】…………… 7

【金融ここが聞きたい!】…………… 11

【11 月の報道発表】…………… 12

【11 月のアクセス数の多いページ】…………… 14

【特集】

保険会社による海外不動産投資の障壁となる規制の見直しに係る関連告示の改正について

平成 22 年 12 月 24 日に『金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて～』が公表され、その中で保険会社による海外不動産投資の障壁となる規制の見直しを行うこととされました。本件は、これに対応して、同月 28 日に関連する告示の改正を行ったものです（同日から適用）。

1. 背景

保険会社の従属業務子会社（※）のうち、不動産投資をはじめとする「保険会社のために投資を行う業務」を行う会社については、当該保険会社及びその 100%子会社により、その議決権の総数を保有されている必要がありました。

このため、他の投資家の共同出資を得にくいなど、保険会社の収益機会の拡大に支障となっているとの指摘がされていたところです。

※ 保険会社の従属業務子会社とは、保険会社が保険業を行う際に併せ行う一般事業（福利厚生、教育・研修等）をアウトソースするために設立される子会社のことをいいます。

2. 改正の内容

「議決権の総数保有」という基準を満たさない場合であっても、「①保険会社及びその子会社により議決権の過半数が保有され、②資金調達の総額の 50%以上が保険会社及びその 100%子会社により供給されている」場合には、保険会社の従属業務子会社として認められることとしました。

なお、今回の告示改正案に関しては、平成 22 年 11 月 25 日（木）から平成 22 年 12 月 14 日（火）にかけて意見公募を行いました。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件](#)」の一部を改正する告示（案）の公表について（11 月 25 日）にアクセスしてください。

また、この結果等については、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件](#)」の一部を改正する件（案）に対するパブリックコメントの結果等について（平成 22 年 12 月 28 日）にアクセスしてください。

【トピックス】

視覚障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

金融庁では、金融機関に対し視覚障がい者等に配慮した取組みを要請しているところですが、その取組み状況を把握するため、各金融機関に対し、平成 22 年 9 月末時点での視覚障がい者等に配慮した取組み状況についてのアンケート調査を行い、その結果を 11 月 30 日(火)に公表しました。

主なアンケート調査結果については、以下のとおりです。

1. 視覚障がい者対応ATMの設置率について

ハンドセット方式等の視覚障がい者が自ら操作できる機能がある視覚障がい者対応ATMの設置台数の割合は、全金融機関で約57%です。

【業態ごとの内訳】

主要行等 約83% (うち都市銀行等約81%)、信託銀行 約70%、
地方銀行等 約39%、第二地方銀行 約29%、信用金庫 約36%、
信用組合 約36%、労働金庫 約42%

2. 預金取引に係る目や手が不自由な方への代筆に関する内部規定の整備状況について

預金取引に係る代筆規定を「策定済み」又は「11 月末までに策定する。」と回答のあった金融機関の業態ごとの割合は、次のとおりです。また、代筆規定を策定したすべての金融機関が、規定の内容を職員に周知していると回答しています。

【業態ごとの内訳】

主要行等 ~ 約73% (約70%) (都市銀行等 ~ 100% (100%))
信託銀行 ~ 約83% (100%)
地方銀行等 ~ 100% (100%)

第二地方銀行 ~ 約95% (約86%)
信用金庫 ~ 約95% (約92%)
信用組合 ~ 約87% (約94%)
労働金庫 ~ 100% (約66%)

注：() 内の数値は、規定を策定済みの先のうち、職員による代筆規定の整備率

3. 視覚障がい者等に対する預金取引に係る代筆規定を策定済み又は 11 月末までに策定予定と回答のあった金融機関名についても、合わせて公表しました。

【参考】アンケート対象金融機関数

- ◎主要行等 15行 (みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行 (以上5行をもって「都市銀行等」という。)、あおぞら銀行、新生銀行、セブン銀行、楽天銀行、ジャパンネット銀行、ソニー銀行、シティバンク銀行、住信SBIネット銀行、イオン銀行、じぶん銀行)
- ◎信託銀行 6行 (オリックス信託銀行、住友信託銀行、中央三井信託銀行、野村信託銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行)
- ◎地方銀行等 64行 (地方銀行協会加盟行、埼玉りそな銀行)
- ◎第二地方銀行 42行 (第二地方銀行協会加盟行)
- ◎信用金庫 272金庫
- ◎信用組合 158組合
- ◎労働金庫 13金庫

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「視覚障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について」\(11月30日\)](#)にアクセスしてください。

『「金融庁・開示制度ワーキング・グループ報告」～ 英文開示の範囲拡大について～』の公表について

平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略 ～『元気な日本』復活のシナリオ～」において「金融戦略」が 7 つの戦略分野の 1 つとして位置づけられ、その中で「外国企業等による我が国での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大」が掲げられています。

こうした動きを背景に、金融庁においては、「英文開示の範囲拡大」をはじめとする金融商品取引法に基づく開示制度の整備について、専門的・技術的な見地から検討を行うことを目的として、平成 22 年 11 月 2 日に開示制度ワーキング・グループを設置しました。その後、同ワーキング・グループによる検討の結果、12 月 17 日に、「金融庁・開示制度ワーキング・グループ報告 ～英文開示の範囲拡大～」（以下、「開示制度ワーキング・グループ報告」といいます。）がとりまとめられました。

(参考) 金融庁から 12 月 24 日に公表された「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン ～新成長戦略の実現に向けて～」の中でも、「アジアの主たる市場（メイン・マーケット）たる日本市場の実現」のため、「外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備」を行うとされ、「今後、関連法案の早急な国会提出を図るほか、関連政府令の改正を平成 23 年度中を目途に行う」とされています。

金融庁・開示制度ワーキング・グループ報告の主な内容については以下のとおりです、

1. 現行の英文開示制度

現行の英文開示制度は、平成 17 年の証券取引法（現行の金融商品取引法）の改正により設けられたところであり、外国会社等が提出すべき継続開示書類（有価証券報告書、半期報告書等）に代えて、その発行者の本国において英語で開示されているこれらの継続開示書類に類する書類の提出を容認している。

2. 英文開示制度の見直しの必要性

現行英文開示制度の利用が極めてわずかなものにとどまる中、同制度を適確に見直していくことが必要であり、投資家保護に十分配意しつつ、英文開示の対象とする開示書類の範囲を拡大するとともに、英文開示を行うための要件等の見直しを行うことが適当である。

3. 英文開示の範囲拡大の内容

(1) 発行開示書類の英文開示について

現在、英文開示の対象となっている有価証券報告書等の継続開示書類とともに、有価証券届出書等の発行開示書類を一体として対象とすることにより、英文開示全体として利便性を向上させることが適当である。

投資者保護の観点との調和を図るため、「発行者情報」及び「証券情報」がそれぞれ以下の要件に該当する場合について、英文による発行開示書類の提出を可能とすることが適当である。

i. 「発行者情報」

外国会社等の発行する有価証券が外国の金融商品取引所に上場されている場合、または外国会社等が外国市場において有価証券の募集・売出しを行っている場合で、それらの外国会社等の「発行者情報」が英文により市場で晒され（開示され）ている場合、英文開示を認めることが適当である。

(注) 市場で晒されている場合には、国内外金融商品取引所への同時上場、グローバル・オフアリンを行う場合を含む。

ii. 「証券情報」

「証券情報」については、投資者の投資判断に重要な情報であり、また、金融商品の販売に当たり金融商品取引業者が説明責任を果たす上で重要な素材であることを踏まえ、企業内容等の開示に関する内閣府令等に定められている有価証券届出書等の様式に従い、日本語による作成を義務付けることが適当である。

iii. 外国投資信託等の取扱い

外国投資信託など特定有価証券に該当する有価証券の「ファンド情報」や「管理資産情報」などが「外国の市場」において英語で適切に開示されている場合は、英文開示の対象とすることが考えられる。

(2) 補足書類について

i. 「補足情報」

発行開示書類に係る英文開示についても、我が国の様式による発行開示書類に記載すべき事項であって、外国で開示されている会社報告書等に記載のない事項を記載した書類（「補足情報」）の作成を求めることが適当である。これについては、英語による作成を可能とすることが適当である。

ii. 「日本語による要約」

発行開示書類に係る英文開示について、重要な事項（「補足情報」に含まれる重要な事項を含む。）の「日本語による要約」を求めることが適当である。

「日本語による要約」についてのガイドライン作成を求める多くの意見を踏まえ、金融庁その他市場関係者により早急に検討の場が設けられ、具体化が進められることが期待される。

(注) 株券の場合の重要な事項は、「事業等のリスク」、「財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「財務諸表」。

(3) 臨時報告書について

外国会社等は、内閣府令に規定されている提出事由に該当する場合には、遅滞なく、英語による臨時報告書の提出することが適当である。ただし、臨時報告書の提出理由については日本語で、記載内容については英語で記載することが適当である。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[『「開示制度ワーキング・グループ」の設置について』\(11月2日\)にアクセスしてください。](#)

平成 23 年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について

平成 22 年 12 月 16 日、平成 23 年度税制改正大綱が閣議決定されました。金融庁関係の主要項目としては、

- (1) 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る 10%軽減税率については、景気回復に万全を期すため、2年延長する（平成 25 年末まで）。
※これに伴い、少額投資非課税制度（日本版 ISA）の導入時期については、平成 26 年 1 月からとする。
- (2) 平成 26 年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20%本則税率になることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する。
- (3) イスラム債として活用可能な社債的受益権の税制上の取扱いについて、
 - i. 海外投資家が受ける社債的受益権の収益の分配に係る源泉所得税を非課税とし、
 - ii. 社債的受益権の発行スキームにおいて、資金調達者による信託財産の買戻しに係る登録免許税及び不動産取得税を非課税とする等の所要の改正を行う。
- (4) 外国金融機関等が証券貸借取引で支払を受ける利子及び貸借料を非課税とする。
- (5) 国際課税原則については、今般の OECD モデル租税条約の改定等を踏まえ、様々な産業における実態等を把握しつつ、「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」に沿った規定に見直すとともに、これに応じた適正な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行う。
- (6) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲を拡大する。
- (7) 店頭デリバティブ取引等に係る所得（現状、総合課税）については、市場デリバティブ取引等に係る所得と同様に、20%申告分離課税とした上で、両者の損益通算及び損失額の 3 年間の繰越控除を可能とする。

などの内容が盛り込まれています。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「平成 23 年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について」](#)（平成 22 年 12 月 17 日）にアクセスして下さい。

無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て

従来、金融商品取引法（「金商法」）上の登録を受けた業者については金融庁・証券監視委が監督・検査を行い、登録を受けずに詐欺的な商法等を行う無登録業者については、通常の行政対応が困難であることから、警察等の捜査当局により対応がなされてきました。

しかしながら、近年、無登録業者による未公開株やファンドの販売による被害が拡大し、社会問題化しています。こうした金商法違反行為を行う者に対しては、捜査当局による対応のみならず、金融庁・証券監視委としても、金商法 192 条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（「192 条申立て」）の活用が課題となっていました。

この制度は、内閣総理大臣からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものです。

これは、アメリカの法制を参考にして 1948 年に制定された証券取引法の時代から存在した条文ですが、長い間活用されていませんでした。しかし、平成 20 年の金商法改正によって、調査、検査等により金商法違反行為に目を光らせることのできる証券監視委にも 192 条申立ての権限が委任され、また、平成 22 年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、法人に対し 3 億円以下の罰金という重い罰則が導入されました。（図参照）

こうした制度整備を受け、証券監視委は、平成 22 年 11 月 17 日、無登録で後述の（株）生物化学研究所などの未公開株等の勧誘を業として行っていた（株）大経とその役員について、初めて、192 条申立てを行いました。そして、同月 26 日、東京地方裁判所から、申立ての内容どおり、無登録営業を禁止・停止する命令が下されました。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20101118-1.htm（192 条申立て）

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20101129-1.htm（裁判所の命令）

また、同日、無届けで株式等の募集を行っていた（株）生物化学研究所についても、192 条申立てを行いました。そして、12 月 15 日、甲府地方裁判所から、申立ての内容どおり、無届募集を禁止・停止する命令が下されました。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20101126-2.htm（192 条申立て）

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20101216-1.htm（裁判所の命令）

仮にこれらの者が裁判所の命令に違反した場合は、罰則の対象になります。

証券監視委としては、引き続き、金融庁・財務局や消費者庁、捜査当局等の関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、無登録営業や無届募集等の金商法違反行為に対して厳正に対処していく考えです。

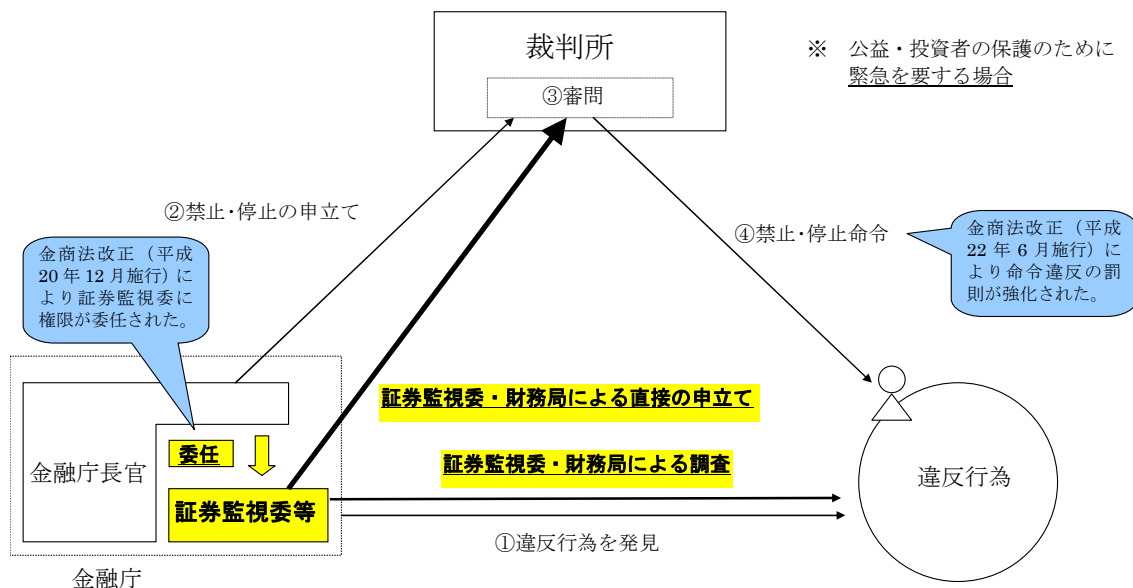
投資者の皆様におかれても、無登録業者等との取引は一切なさらないよう御注意ください。

（参考）

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/fund.htm>（悪質なファンド販売業者に関する注意）

※詳しくは、[証券取引等監視委員会のウェブサイト](#)にアクセスしてください。

金商法違反行為の禁止・停止の申立て



公益・投資者保護のため緊急を要する事案について、日常的に証券取引を監視している証券取引等監視委員会・財務局が、必要な調査を行い、直接裁判所に申し立てることにより、違反行為に迅速に対応。

【お知らせ】

○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/)」 (<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>) の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内](http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html)」 (<http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>) の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

○ 「e-Gov 電子申請システム」 利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#) の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

○ 貸金デスクの開設について

平成 18 年 12 月、多重債務問題の解決を図ることを目的として、「上限金利の引下げ」や「借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐ総量規制の導入」などを内容とする改正貸金業法が全会一致で成立しました。

同法は、三年半の期間をかけて段階的に施行されてきましたが、本年 6 月 18 日に完全施行されました。

本年 6 月 22 日には、完全施行後、改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、「改正貸金業法フォローアップチーム」が設置されました。

この「フォローアップチーム」では、「改正貸金業法に係る制度の周知徹底」の施策を進める上での第 1 の柱としており、本年 6 月末までとしていた「あなたは大丈夫？キャンペーン」を 12 月末まで継続するなど、制度の周知に努めています。

金融庁では、これらの取組みの一環として、7 月 23 日に、改正貸金業法に関する相談等の受付窓口として、『貸金相談デスク』を開設することとしました。『貸金相談デスク』においては、

- ・貸金業法の改正により金利が下がったが、6 月 18 日以前に契約した借入にも適用されるのか
- ・年収証明書の提出を求められたが、提出しないと今後貸してもらえなくなるのか

といった、改正貸金業法に係る問い合わせや、貸金業者からの借入についての相談を受け付けています。質問、相談等ございましたら、是非一度、貸金相談デスク（以下）へお問い合わせ下さい。

金融庁としては、今後とも、関係機関等とも連携しながら、相談の充実・強化を図るとともに、制度の周知徹底と実態把握に努めていきます。

名称	: 「貸金相談デスク」
開設日	: 平成 22 年 7 月 26 日
開設期間	: ※当分の間、改正貸金業法専用の相談窓口を継続いたします。
受付時間	: 平日 10:00～18:00
電話番号	: 0570-001127

※IP 電話・PHS からは 03-3506-7229 におかけください。

受付内容 : 改正貸金業法に関する相談等

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトトップページの「貸金業法が大きく変わりました！」から[「貸金相談デスクを継続します」\(平成 22 年 12 月 28 日\)](#)にアクセスして下さい

○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に
関らないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保障されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10：00～16：00）
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。
FAX：03-3506-6699

詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意ください!](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○ 皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成21年度には、7,118件と多数の情報をお寄せいただきました。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
- ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
- ・ 風説の流布（ネット掲示板の書込みやメールマガジンによるデマ情報など）
- ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
- ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
- ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
- ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）
- ・・・ など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○証券取引等監視委員会がメールマガジンの配信サービスを始めました。

<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>

（詳細は「証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内」をご覧ください。）

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q：貸金業に関して、ヤミ金の利用がふえてきたとか、そういう報告というのは今のところ、何もないでしょうか。

A. 今のところ、私のところに正式な報告はございませんけれども、フォローアップチームを作らせて頂いておまして、東副大臣自身からも、特に過払金が高止まりしておまして、確か大手3社から非常に景気が悪いといえますか、非常に厳しい経常利益等々の状況報告が来ておまして、過払金返還負担額の高止まり状況が続いており、(年換算で約)3,800億円あるということも聞いております。

同時に、私は、完全施行するときの金融(担当)大臣でございましたから、多重債務者の解消ということで20%という(上限)金利を設けて法律をつくったわけでございます。しかし、1,500万人ぐらい貸金業を利用するマーケットがあるわけですから、社会の問題としても大きな問題だと思っております。(法律が完全)施行してすぐフォローアップチームをつくらせて頂きました。多重債務者の問題は大変悲惨でございますので、皆様方も色々注意をして頂きたいと思っております。今、言いましたように、小泉さんが行なった新保守主義的なところで非常に所得の少ない人が増え、階層が2分化し、非常に今景気が悪い中、少しは良くなったと言っても、完全失業率5%で、360万人ぐらいの完全失業者がいるわけですから、そういったことをしっかり頭に入れながら政治家としてやっていきたいと思っております。

[【平成22年11月12日\(金\)閣議後記者会見】](#)

Q：FSB(金融安定理事会)がシステム上重要な金融機関(SIFIs)について提案しまして、それを先週G20サミットで承認したわけですが、これに対するご評価と邦銀への影響について大臣のご認識をお願いします。

A. いわゆるシステム上重要な金融機関(SIFIs)については、金融安定理事会(FSB)により提案された政策を、今回のソウルサミットで、内容ではなく、今後の作業手順及び日程が承認されたというように聞いております。今後の日程の立て方や、どういうふうにして今後これを各国で検討していくかということが決定されたというように聞いております。

ですから、まだ内容については言及する段階ではないというように思っております。

Q：金融機関の業績なのですが、昨日大手行の決算が出そろいましたけれども、これに対するご評価をお願いします。

A. 9月期決算では、貸出金利と借入金利の差である資金利益が落ち込む一方、投資信託の販売手数料、役務収益が5倍となっている中、国債の売買益といった市場関連収益が大幅に増加したほか、与信関連費用が大幅に減少したことにより、中間期の純利益でございますが、前年同期比でおおむね増益となっていることとございます。これは国債の長期金利の変動によりまして、国債を今の日本の邦銀が持っておりますので、そこから利益が上がったということです。

しかし、金融業というのは、貸出金利と借入金利の差によって利益を生むのが一番基本ですから、そういった意味では若干危うい点もあるのかなと思っております。引き続き銀行経営の状況についてしっかり注視してまいりたいと思っております。しかし、全体的には大幅増収になっていることは歓迎すべきことだというように思っております。

[【平成22年11月16日\(火\)閣議後記者会見】](#)

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録は [Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの「[メールマガジン配信サービス](#)」に、英語版の登録は「[Subscribing to E-mail Information Service](#)」にアクセスしてください。

○ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録は [Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。



【11月の報道発表】

11月1日	アクセス	「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等の公表について
	アクセス	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
2日	アクセス	貸金業関係統計資料集の掲載について
	アクセス	ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	「第1回 開示制度ワーキング・グループ」資料（平成22年11月2日開催）
	アクセス	「開示制度ワーキング・グループ」の設置について

4日	アクセス	(株)インターアクション役員による内部者取引に係る金融商品取引法違反審判事件の第1回審判期日開催について
5日	アクセス	経営健全化計画の見直しについて
	アクセス	岡崎信用金庫に対する行政処分について
	アクセス	水戸信用金庫に対する行政処分について
8日	アクセス	第2回 総合的な取引所検討チームについて
	アクセス	「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」第2回ヒアリングの開催について
	アクセス	安藤証券株式会社に対する行政処分について
10日	アクセス	「行政処分事例集」の更新について
11日	アクセス	「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」第2回ヒアリング
12日	アクセス	米国証券取引所法 SEC 規則 17g-5 (格付会社関係) 市中協議に対する意見の提出について
	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案等」の公表について
15日	アクセス	企業会計審議会総会資料 (平成 22 年 11 月 15 日開催)
	アクセス	第3回総合的な取引所検討チームの開催について
	アクセス	公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会当面のアクションプランの改訂について
16日	アクセス	株式会社アルファクス・フード・システム役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
18日	アクセス	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について
19日	アクセス	金融商品取引清算機関等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (案)」に対するパブリックコメントの結果について
25日	アクセス	企業会計審議会内部統制部会資料 (平成 22 年 11 月 25 日開催)
	アクセス	「保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件」の一部を改正する告示 (案) の公表について
	アクセス	「平成 22 事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針」の改訂について
26日	アクセス	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について (速報値)
	アクセス	無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について
30日	アクセス	視覚障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について
	アクセス	貸金業関係統計資料集の更新について
	アクセス	マークより公表ページを見ることができます。

【11月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは11月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。

なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの [アクセス数の多いページ\(過去の情報等\)](#) にアクセスしてください。

- ・金融庁が検査実施中の金融機関
http://www.fsa.go.jp/receipt/k_jyouhou/fsa.html
- ・免許・許可・登録等を受けている業者一覧
<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>
- ・中小企業等に対する金融円滑化対策について
<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu.html>
- ・企業会計審議会
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top.html
- ・「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等の公表について
<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20101101-1.html>
- ・企業会計審議会第19回内部統制部会議事次第
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/siryuu/naibu/20101028.html
- ・「行政処分事例集」の更新について
<http://www.fsa.go.jp/news/22/20101110-1.html>
- ・「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
<http://www.fsa.go.jp/news/22/hoken/20101101-2.html>
- ・「平成22事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針」の改訂について
<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101125-1.html>
- ・貸金業法 Q&A
<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/qa.html>

以上